

## 下刈中に、刈払機で切創し死亡

災害発生時の作業は、公有林の管理業務で、除間伐と下刈作業を行うものである。被災者の班は4年前から年2回ほど、下刈作業を行っていた。

当日は、係長から班長に電話があり、本日作業を行う現場の確認と、係長が現場に行けない旨の連絡があった。

班長の自宅に全員が集合し、班長の車により今年度としては初めて入る現場に向かった。

午前の作業を終え車に戻り昼食をとった後、被災者は、下刈面積の少ない方面(駐車位置より南側)を一人で担当することとし、他3名は別の方面(駐車位置より北側)で作業を行うとの作業割りをした。

午後の作業が終了し、班員3名は車に戻ったが、被災者が戻っておらず、また、刈払機の音も聞こえないため、不審に思い被災者を探すこととした。

草を分け入った跡を200m進んだところに、下刈された跡があり、さらに進むと、急傾斜(35~36度)になり、40m程先に吊りバンドから外された刈払機が見つかった。さらに8.5m下の傾斜地の終りの沢地に、被災者が倒れているのが発見された。

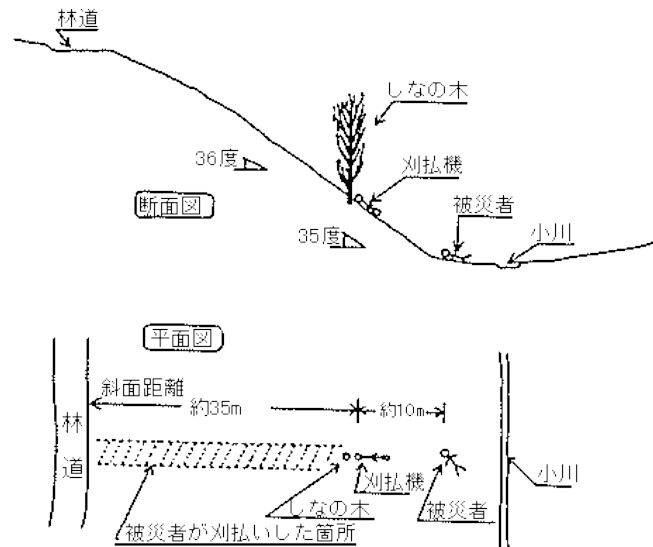
被災者は、切創を受け、自分のタオルを使用して止血していたが、息も脈も無い状態であった。

[災害発生経過を現場の状況により推測]

スパイク付きの地下足袋を履いていたが、急傾斜地での作業のため、足を滑らす等で刈払機の刃が被災者に当たり、受傷した。

肩から吊り下げているバンドから刈払機はずした後、斜面を転落した。

タオルを使用して止血したが、無線等の連絡設備を持っていなかったため、400m離れて作業している他の作業者に連絡がとれなかった。



また、大声で助けを求めても、他の作業者は刈払機を使用して作業中のため、騒音で声が届かなかったと推定される。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

(1) 刈払機の飛散防護装置が取り外されており、刈刃に接触しやすい状況であった。

(2) 急傾斜地を斜面の下方に向かって刈り進んだため、姿勢が不安定となり、刈刃に、足が近づきやすい状態であったこと。

(3) 車には無線が装備されており、事務所との連絡が可能であったが、現場の作業者間の連絡方法が無かったため、救助を求めることが出来なかったことが推測される。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

(1) 刈払機の飛散防護装置は取り外さないで使用すること。

(2) 急傾斜地では、刈払機を使用して斜面の下方に向かって刈り進まないこと。

(3) 作業中、作業者相互で連絡を取りあえるよう、呼び子を吹く、トランシーバーを使う等の連絡方法を決めておくとともに、連絡方法に応じた用具を作業者個々人に常に携帯させること。

(4) 刈払機使用に係る安全作業指針・緊急時の連絡等について教育訓練を繰り返し実施し、徹底すること。